情報公開条例(平成11年3月12日宮城県条例第10号)抜粋 (会議の公開)

- 第十九条 実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議(法令の 規定により公開することができないとされている会議を除く。)は、公開するもの とする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議の構成員の三分の二以上の多 数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。
 - 一 非開示情報が含まれる事項について調停,審査,審議,調査等を行う会議を 開催する場合
 - 二 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

- 2 傍聴するに当たって守っていただく事項
- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。
- (2)会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と 可否を表明しないでください。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、 会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議の支障となる行為をしないでください。
- 3 会議の秩序の維持

傍聴者が2の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、 退場していただく場合があります。